

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(五件)……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………五
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 明治の森高尾国定公園の特別地域の区域変更……………八
- ……………(環境局自然環境部緑環境課)……………八
- 生活保護法による介護機関の指定……………八
- ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………八
- 都道の区域変更(二件)……………五
- ……………(建設局道路管理道路課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(四件)……………一六
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課)……………一六
- 都市計画の案(七件)……………一〇
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)……………一〇

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………三
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ……………(同)……………三

●東京都告示第二百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 新宿区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年四月三日から同年六月十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第二百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 文京区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年四月三日から同年五月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から中高層の建物が混在する地域となっている。 本事業で計画している高層建築物は、虎ノ門ヒルズ、豊洲グリーンプラザ等の高層建築物の新たな景観要素として加わり、日比谷公園、豊洲山、芝公園等の低層高層建築物群が調和した当該地区の景観に一致する計画とする。 以上のことから、評価の指標とした「都市、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画地寄側に位置する虎ノ門ヒルズと併せて、より都市的な眺望が出現するものと予測する。中・遠景域においては、計画地寄側は高層建築物として認識されるが、虎ノ門ヒルズ等の周辺の高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じない計画とする。 以上のことから、評価の指標とした「市民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考ええる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から中高層の建物が混在する地域となっている。したがって、既に建築物によって圧迫感が増される地域が多く、本事業による形態線の増加は最大でも西新橋交差点前第二交差点の0.1%である。さらに圧迫感の軽減のために、外壁に興行きのある庇を各階に設けるとともに、植栽を配する等の景観上の配慮を行う計画である。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考ええる。</p>
7. 史跡・文化財	<p>【周辺地域の文化財の損傷等の程度】 計画地北東側の敷地境界に隣接する国登録有形文化財である「虎ノ門大坂屋砂場店舖」に付して、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、掘削工場の前にソイルセメント柱列壁(SMW)を適切な位置まで構築し掘削を行うことにより、計画地周辺の地盤の沈下を防止する。 また、地下躯体工事では、地下の各階床を支保工として山腹壁の変形を抑制する逆打工法を採用することにより、計画地周辺の地盤の変形を抑制する。 なお、本事業の工事により「虎ノ門大坂屋砂場店舖」の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、「東京都文化財保護条例」(地区文化財保護条例)に基づき適切な対応を図る。 したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考ええる。</p> <p>【文化財等の周辺の景観の変化の程度】 計画地北東側に隣接して、国登録有形文化財の「虎ノ門大坂屋砂場店舖」が存在する。これについては、「7.5 風環境」において建設前と建設後(対策後)で傾城A(住宅地相当)から傾城B(低中層市街地相当)に変化するため、風環境の変化が生じるものと考えられるが、傾城Bは低中層市街地相当の風環境であるため、著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。また、計画地北東側に隣接していることから、日影の影響が生じるものと考えられるが、計画建築物全体を東側敷地境界から極力セットバックすることで、日影時間を極力少なくし、日影の影響を軽減した計画としている。 したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考ええる。</p>

●東京都告示第二百十五号

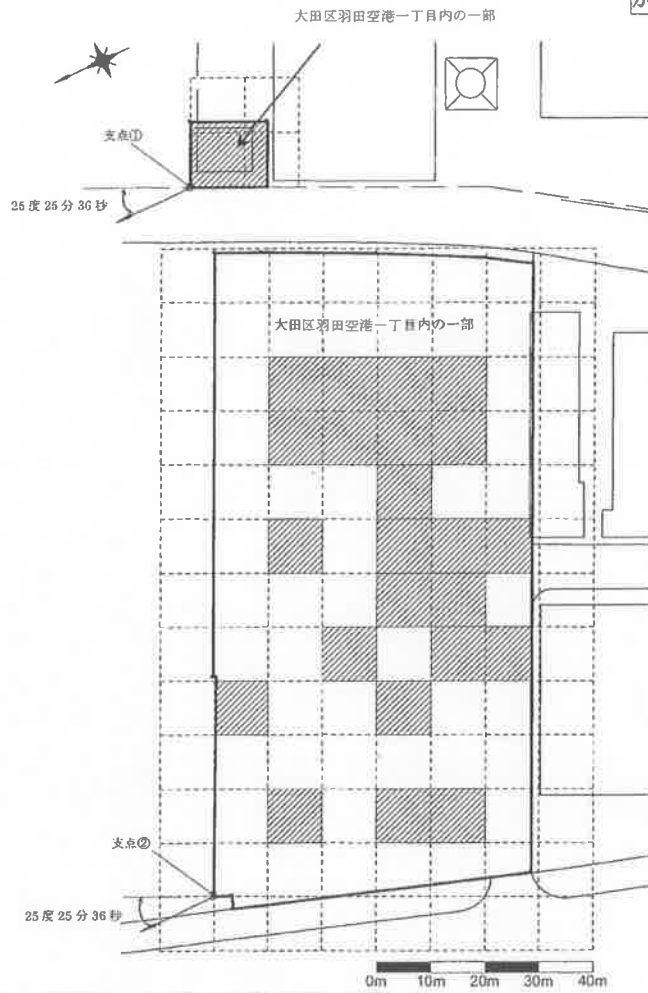
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空
港一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)(第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並
びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【支 点】
 支 点は、各敷地境界の最北端とする。
 支 点① : 座標 X= 602.369、Y=1956.670 とする。
 支 点② : 座標 X= 604.442、Y=1868.757 とする。
 ※座標については、羽田空港内で使用されている空港座標系である。

【格子の回転角度 (25度 25分 36秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
 - - - : 単位区画
 ——— : 敷地境界
 ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第二百十六号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (葛飾区青戸四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスナー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに砒素及びその化合物